

療育センター条例及び社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

療育センター条例及び社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

(療育センター条例の一部改正)

第1条 療育センター条例(昭和51年岩手県条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の3に規定する<u>肢体不自由児施設</u>、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第32条に規定する補装具製作施設及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター(以下「センター」という。)を次のとおり設置する。</p> <div data-bbox="147 865 1084 912" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する<u>医療型障害児入所施設</u>、同法第43条第2号に規定する<u>医療型児童発達支援センター</u>、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第32条に規定する補装具製作施設及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター(以下「センター」という。)を次のとおり設置する。</p> <div data-bbox="1155 865 2092 912" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>
<p>(利用料金)</p> <p>第4条 センターにおいて行う診療若しくは診断書等の交付(以下「診療等」という。)、児童福祉法第24条の2第1項の<u>指定施設支援</u>(以下「<u>障害児指定施設支援</u>」という。)、障害者自立支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス(以下「<u>指定障害福祉サービス</u>」という。)又は同法第77条第1項若しくは第3項の規定による事業により提供されるサービス(以下「<u>地域生活支援サービス</u>」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用に係る料金(知事がセンターの管理を行う場合にあつては、使用料又は手数料。以下「<u>利用料金</u>」という。)を納付しなければならない。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第4条 センターにおいて行う診療若しくは診断書等の交付(以下「診療等」という。)、児童福祉法第21条の5の3第1項の<u>指定通所支援</u>(以下「<u>障害児指定通所支援</u>」という。)、同法第24条の2第1項の<u>指定入所支援</u>(以下「<u>障害児指定入所支援</u>」という。)、障害者自立支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス(以下「<u>指定障害福祉サービス</u>」という。)又は同法第77条第1項若しくは第3項の規定による事業により提供されるサービス(以下「<u>地域生活支援サービス</u>」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用に係る料金(知事がセンターの管理を行う場合にあつては、使用料又は手数料。以下「<u>利用料金</u>」という。)を納付しなければならない。</p>

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 障害児指定施設支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 児童福祉法第7条第2項の障害児施設支援の種類ごとに障害児指定施設支援に通常要する費用（同法第24条の2第1項の特定費用（以下この号において「特定費用」という。）を除く。）につき、同法第24条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児指定施設支援に要した費用の額）

イ 特定費用のうち児童福祉法第24条の12第2項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(4) [略]

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 障害児指定通所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 児童福祉法第21条の5の2各号に掲げる障害児通所支援の種類ごとに障害児指定通所支援に通常要する費用（同法第21条の5の3第1項の通所特定費用（以下この号において「通所特定費用」という。）を除く。）につき、同法第21条の5の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児指定通所支援に要した費用の額）

イ 通所特定費用のうち児童福祉法第21条の5の18第2項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(4) 障害児指定入所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 障害児指定入所支援に通常要する費用（児童福祉法第24条の2第1項の入所特定費用（以下この号において「入所特定費用」という。）を除く。）につき、同法第24条の2第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児指定入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児指定入所支援に要した費用の額）

イ 入所特定費用のうち児童福祉法第24条の12第2項の厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(5) [略]

(5) [略] 3～5 [略]	(6) [略] 3～5 [略]
--------------------	--------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部改正)

第2条 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成5年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社会福祉施設等 社会福祉士又は介護福祉士が業務を行う施設で次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する<u>知的障害児施設、知的障害児通園施設</u>その他の施設で規則で定めるもの</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社会福祉施設等 社会福祉士又は介護福祉士が業務を行う施設で次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する<u>障害児入所施設、児童発達支援センター</u>その他の施設で規則で定めるもの</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。